

令和8年度

事業計画書

公益財団法人川崎市公園緑地協会

目 次

I	基本方針	1
II	事業運営方針	1
III	事業計画	2
1	公益目的事業1	2
(1)	緑化推進事業	2
(2)	緑のボランティアセンター管理運営事業	3
2	公益目的事業2	6
(1)	公園緑化・利用促進事業	6
(2)	公園緑地等の運営事業	7
3	収益事業	8
(1)	有料駐車場の運営	8
(2)	売店等の運営	9
IV	組織	10
1	協会の機関	10
(1)	評議員・評議員会	10
(2)	理事・理事会	10
(3)	監事	10
(4)	事務局	10
2	協会組織図	11

I 基本方針

公益財団法人川崎市公園緑地協会（以下「協会」という。）の目的は、緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営をととして市民に健全な利用の促進を図るとともに、潤いと安らぎのある街づくりを行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することです。また、目的達成のため「緑の街づくりの推進及び普及啓発に関する事業」「公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業」の2つの公益目的事業と駐車場、売店運営などの収益事業を柱に、川崎市の緑の保全と緑豊かな街づくりに取り組んでまいります。更に市民等の緑の活動支援や育成、普及啓発のためのボランティアセンターとしての機能を有する緑の拠点として当協会を位置づけ、公園緑地等の運営管理をととして緑の普及啓発のための自主事業を展開し、緑に関する事業を推進拡充してまいります。

II 事業運営方針

1 公益目的事業の推進

（1）公園緑地等における持続的な協働の取組に向けた中間支援組織の拡充

協会は、令和8年度に緑化センター内に協会本部事務所を移転し、緑のボランティアセンターとしての機能を更に拡充させ、市民活動の拠点として公園緑地等で緑のボランティアの育成及び支援に努めてまいります。また、緑のボランティアを対象とした各種講座・イベント等の内容を充実させ、公園緑地等における持続的な協働の取組を推進し、中間支援機能の活性化を図り、公園緑地の新たな担い手を育てる仕組みづくりを確立させるとともに中間支援組織として事業運営を拡充してまいります。市民による公園緑地を中心としたグリーンコミュニティの形成を促進し、地域の活性化と花と緑を介して市が進める地域包括ケアシステムの構築にも繋げてまいります。

（2）情報発信（広報）の推進と拡充

今年度も、ホームページ・SNS・広報誌等の各種メディア媒体を活用し、様々な情報提供を推進するとともに社会環境の変化を的確に捉え事業運営に反映させるなど、公益性の高い事業に取り組んでまいります。

また、フェイスブックや動画配信などの充実や二次元コードの活用によりイベント・講座等の周知申込みなどの利便性を更に高め市民サービスの向上に努めてまいります。協会事業運営においても、DX（デジタルトランスフォーメーション）化を推進し、公益目的事業の受益者数の増加に努めてまいります。

2 経営基盤の安定と財源の確保

令和8年度は、緑化センターの指定管理者事業も2年目に入り、市民の憩いの場として更に親しみのある施設運営に努めてまいります。また、中間支援事業の新たな業務委託確保にも積極的に取り組みます。さらには、自主的財源確保に向けた駐車場、売店、自動販売機などの収益事業の拡充と新規開拓も継続的に推進し、将来の経営財務環境の変化に適応するため、新たに金融資産等を活用させて収益を生み出すとともに業務のICT（インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー）やDXにも積極的に取り組むなど効率性を重視した業務の推進及び経営基盤の安定化並びに財源確保に努めてまいります。

今年度も事業の簡素化や経費の縮減を進め、効率的な組織運営と公益法人として適切かつ健全な事業運営に努めてまいります。

Ⅲ 事業計画

1 公益目的事業 1（緑の街づくりの推進及び普及啓発に関する事業）

（1）緑化推進事業

①緑地保全事業

特別緑地保全地区・緑の保全地域（以下「緑の保全地域等」という。）、緑地保全協定地、保存樹林、保存生垣及び保存樹木等の管理協定を市と締結した土地所有者に対し、管理に要する費用の一部を助成

ア 緑の保全地域等 51.1ha

イ 緑地保全協定地 54.7ha

ウ 保存樹林 35ヶ所

エ 保存生垣 35ヶ所

オ 保存樹木 727本

カ まちの樹 35本

②緑化推進事業

ア 事業所緑化

- ・川崎市みどりの事業所推進協議会への活動費用の一部を助成

イ 生垣づくり

- ・公共性がある場所で、延長5m以上の生垣の設置、または既存のブロック塀等を撤去し生垣を新設する場合、費用の一部を助成

ウ 駐車場緑化

- ・公共性がある場所の駐車場を延長10m以上緑化する場合、樹木の助成

エ 屋上・壁面緑化

- ・市街化区域内において、建築物等の屋上・壁面を緑化する場合、費用の一部を助成

オ まちの樹診断及び治療

- ・「まちの樹」に指定された樹木について、樹木診断及び治療を行う場合、その費用の全部又は一部を助成

カ モデル地区緑化

- ・地域の緑化と住民の緑化意識の高揚を図り、花と緑のあふれる潤いのある地域づくりを推進するため協会と協定を締結した団体に対し草花等を助成

③普及啓発事業

ア 思い出記念樹

- ・出生、保育園・幼稚園入園、小学校入学の思い出記念として、市民に記念樹を贈呈

イ 緑化に関するパンフレットを作成、諸行事において花の種とともに配布し、緑化を啓発

ウ 花と緑の推進活動

- ・花苗等を提供し、市内の緑化を効果的に進めるため、次の箇所の緑化活動を市民や企業との協働で実施
- ・武蔵中原駅周辺（中原区）、東名川崎インターチェンジ周辺（宮前区）、ばら苑アクセスロード（多摩区）、吹込交差点周辺（麻生区）

エ 川崎市緑化基金募金活動

- ・夢見ヶ崎動物公園（動物園まつり）等で緑を守り育て、増やすことを目的に募金活動を実施

④花の街かど景観事業

ア 市役所通り花の街かど景観事業

- ・花壇17箇所、ハンギングバスケット27基の草花等の維持管理

イ 川崎駅前花の街かど景観事業

- ・花壇5箇所の草花等の維持管理

（２）緑のボランティアセンター管理運営事業

①はなまちガーデンリポート事業

フェアで生まれた輪を広げ、市内の花壇や緑の活動を広く紹介し、花壇づくりや緑化活動に参加するきっかけの創出、ボランティア間の交流・連携へとつなげる事業を実施

②緑のボランティア育成事業

ア 里山ボランティア育成講座（かわさきの森づくり）

- ・かわさきの森づくりと題して、保全緑地を里山として持続的に維持できる里山ボランティアの育成と基本知識について学ぶ講座を開催
実践編（年13回） 講義編（年2回）

イ こども自然体験教室（こども黄緑クラブ）

- ・楽しみながら四季の自然に親しみ、川崎の緑を守り育てるこどもたちとその保護者を応援する目的で開催（年12回・大人編3回含む）

ウ コミュニティガーデン入門講座

- ・花壇づくりや花のお手入れを通して、地域で楽しめるコミュニティガーデンについて学ぶことを目的とした入門講座を開催（講座13回・フォローアップ講習6回）

③緑のボランティア活動支援事業

ア 緑の活動団体による緑化

- ・公開性の高い場所で、年間を通じて植樹、花壇づくり、プランター等による緑化を行い、年間を通して維持管理を行う団体や下草刈等の緑地保全活動を行う団体を緑の活動団体として登録し、活動資金の一部を助成

イ 花と緑の交流会の開催

- ・川崎市内の花や緑に関する団体が、日頃の活動の成果を広く市民に発表するとともに、これらの人々の交流を深めることを目的に開催

ウ 出前講座、活動支援

- ・緑の活動団体及び管理運営協議会・公園緑地愛護会など緑に関するボランティア団体等を対象に、各活動場所にて技術の向上や情報提供、指導、支援、助言等を行う

エ 緑地保全活動

- ・かわさき里山コラボ事業（市と協定を締結し、継続的な里山保全管理を実施する企業等）への助言・指導者の派遣等
- ・緑地保全活動への作業指導及び川崎市主催の保全管理計画の策定ワークショップ等での助言等

オ 緑の人材バンク登録者の活用

- ・市内の緑の推進を図るため、里山ボランティア育成講座、コミュニティガーデン入門講座修了生の登録者を育成し、イベントのスタッフ、花と緑の相談員、出前講座、活動支援等に活用する
- ・緑の人材バンクのスキルアップを目的とした緑地保全活動等の研修を実施（年5回）

カ 情報誌の発行

- ・緑のボランティアへの情報提供、交流を目的に「緑のボランティア通信」を発行

キ 図書、道具の貸し出し

- ・花と緑の関係図書や作業用鎌、のこぎり等の道具の貸し出し

ク 公園緑地愛護会、公園管理運営協議会連絡会における広報活動

- ・公園緑地愛護会や公園管理運営協議会への情報提供等を実施

ケ チャレンジボランティア体験学習（チャレボラ）

- ・川崎市内在住・在学の学生を対象に、夏休みの期間中、緑のボランティア等の体験学習を実施（2プログラム・計2日）

2 公益目的事業 2（公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業）

（１）公園緑化・利用促進事業

①公園緑化推進事業

緑豊かな公園の緑化推進を図るためボランティア等との協働により草花の植え付け等を実施

- ・実施時期 年 間
- ・実施内容 花壇づくり

②広報事業

ア 広報誌「グリーンライフかわさき」の発行

- ・公園緑地の利用活性化及び都市緑化の普及啓発を目的に実施
- ・実施時期春・秋年 2 回の発行

イ 協会事業概要の作成

ウ ホームページ・SNS の発信

ホームページや SNS を活用し Web 広報を通して、協会事業の紹介及び施設・イベント等の情報をタイムリーに提供

- ・アドレス <https://www.kawasaki-green.or.jp>

③各種イベントの実施

ア 公園利活用イベント等（中間支援等事業）の実施

全国都市緑化かわさきフェアを契機に川崎市内の公園緑地の利活用と活性化を目的に公園緑地等で各種イベント等を実施する。中間支援組織の拡充を図るとともに、これからの 100 年に向けた、公園等における持続的な協働の取組を推進するためのグリーンコミュニティの形成を目的として、川崎の花と緑を守り育てていく仕組みづくりを実施

イ 生田緑地ばら苑のイベント・講習会

バラに精通した講師を招き、バラの育て方等の講習会やバラの開花に合わせたワークショップ等のイベントを実施

- ・実施時期 適宜実施
- ・実施場所 川崎市緑化センター等

ウ 花と緑の講習会の開催

市民の緑化意識を高め、季節の草花による花植えの楽しさと技術向上を目的に講習会を開催

④他団体への協賛事業

- ・子ども写生大会
- ・黒川アートプロジェクト 緑と道の美術館

(2) 公園緑地等の運営事業

①生田緑地ばら苑のバラ育成及び管理運営業務

- ・バラ約805種3,296株の育成管理に関する事
- ・施設内の維持管理に関する事
- ・ボランティアの指導、育成等に関する事
- ・バラの台帳整備

②緑化センター管理運営業務（指定管理者事業）

ア 事業内容

- ・都市緑化に係る相談、指導及び広報活動に関する事
- ・施設の維持管理業務に関する事
- ・樹木、草花及び種苗の配布及びあっせんに関する事
- ・その他都市緑化の推進等に必要の業務に関する事
- ・自主事業業務に関する事

＊都市緑化植物園：面積1.2ha

- ・園路広場、修景施設、休養施設、教養施設等

イ 指定管理期間

- ・令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

3 収 益 事 業

(1) 有料駐車場の運営

事業内容

公園駐車場の運営（料金徴収及び管理運営）

駐車場の名称等

駐 車 場 名	面 積 (㎡)	収容台数 (台)	料 金
王禅寺ふるさと公園 駐車場	1, 8 9 1	6 2	普通車 2 0 分毎 1 0 0 円 バス 2 0 分毎 5 0 0 円
稲田公園駐車場	1, 0 1 8	3 2	普通車 2 時間以内 5 0 0 円 超過 6 0 分毎 1 0 0 円
計 2ヶ所	2, 9 0 9	9 4	

(2) 売店等の運営

事業内容

公園緑地利用者及び諸行事のための臨時売店等を運営

① 売 店

公園緑地等で開催される催物、行事等の際に出店

② 自動販売機

設置場所	台数	設置場所	台数	設置場所	台数
大 師 公 園	1	宮崎第4公園	1	中野島中央公園	1
池上新田公園	1	梶ヶ谷第1公園	1	稲 田 公 園	7
江川ふれあい公園	1	久地梅林公園	2	南生田1丁目公園	1
小田7丁目公園	1	下作延第2公園	1	片 平 公 園	2
御 幸 公 園	3	千年新町公園	1	とんびいけ公園	3
夢見ヶ崎公園	5	千年新町三角公園	1	王禅寺ふるさと公園	3
塚越第4公園	1	菅 生 緑 地	1	万福寺檜山公園	1
中原平和公園	10	鷺 沼 公 園	1	池 田 町 公 園	1
平 間 公 園	2	有馬こども公園	1	鹿島田2丁目公園	1
下沼部公園	1	犬蔵くすのき公園	1		
向河原駅前広場公園	1	犬蔵さくらの丘公園	1		
西加瀬北公園	1	土橋7丁目公園	1	新規市内公園予定	10
宮 内 公 園	1	三田第1公園	1	合 計	73

*前年度（63）

IV 組織

1 協会の機関

(1) 評議員・評議員会

評議員会は、すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選任又は解任、理事又は監事の報酬等の額、評議員に対する報酬等の支給の基準、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認、定款の変更、残余財産の処分、基本財産の処分又は除外の承認のほか、法令又は定款で定められた事項を決議する。

(2) 理事・理事会

理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び専務理事の選定及び解職、事業計画及び収支予算の承認、事業報告及び計算書類等の承認のほか、法令や定款で定められた職務を執行する。

理 事：理事会を構成し、職務を遂行する。

理 事 長：代表理事であり、業務を執行する。

専務理事：業務執行理事であり、理事長を補佐し、業務を分担執行する。

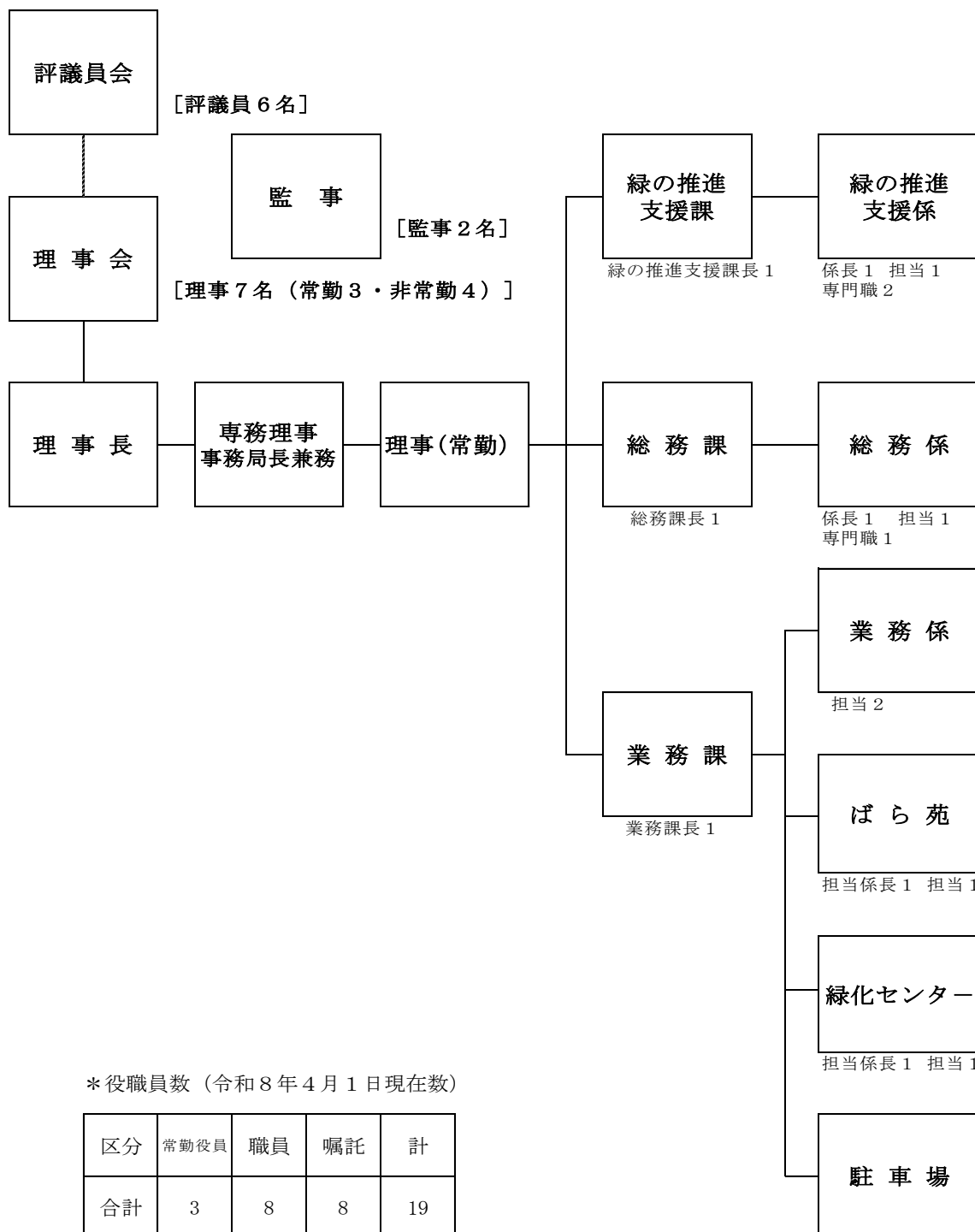
(3) 監事

協会の業務及び財産の状況、並びに理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(4) 事務局

協会の業務及び管理並びに事務全般を処理するため事務局を設置する。

協会組織図



* 役職員数（令和 8 年 4 月 1 日現在数）

区分	常勤役員	職員	嘱託	計
合計	3	8	8	19

* 臨時職員は含まず